

## 日本橋周辺の首都高速道路の地下化において

### 特例的に実施する環境アセスメント手続について

都は、国や首都高速道路(株)と共同で、老朽化の進んだ日本橋周辺の首都高速道路について、道路の大規模更新に合わせて、周辺のまちづくりと連携して地下化の取組を進めています。

このような道路の地下化<sup>\*</sup>については、現在は、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象とはなっていませんが、昨年 10 月の東京都環境影響評価審議会の答申及び同年 12 月の条例の改正の内容を踏まえると、平成 33 年 1 月の改正条例の該当規定の施行後は、対象事業となる予定です。

このことから、標記事業については、下記のとおり、都市計画手続に合わせ、条例の規定を参考として特例的に環境アセスメント手続を実施し、事業が環境に及ぼす影響を予測評価することとしました。

今後は、周辺のまちづくりと計画内容や手続の進捗について連携を図りながら、地下化の都市計画手続を進めてまいります。

※車線数の増加がない区間の長さが 1km 以上の道路の地下化

#### 記

- 1 日本橋周辺の首都高速道路の地下化の概要（別紙 1）
- 2 特例的に実施する環境アセスメント手続と都市計画手続（別紙 2）

#### 問合せ先

（日本橋周辺の首都高速道路の地下化に関すること）

都市整備局 都市基盤部 街路計画課 直通 03-5388-3294

（環境アセスメント手続に関すること）

環境局 総務部 環境政策課 直通 03-5388-3439

## 1. 経緯

- ◆現在の首都高速都心環状線は、昭和39年の東京オリンピックの開催に向け整備に急を要したことから、日本橋川の上部空間を利用し、昭和38年に開通しました。

現在の日本橋周辺の様子



- ◆開通から50年以上が経過し、過酷な使用状況にあることから、コンクリート床板のひび割れや鋼桁の疲労き裂などの損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するため、構造物の更新(造り替え)が必要となっています。
- ◆一方、日本橋周辺において都市再生プロジェクトが立ち上がり、まちづくりの機運が高まっています。
- ◆構造物の長期的な安全性の確保とともに、国際金融拠点にふさわしい品格のある都市景観の形成、歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくりに向け、現在の都心環状線の交通機能を確保しつつ、まちづくりと連携しながら、地下化に向けて取り組みます。

## 2. 位置図



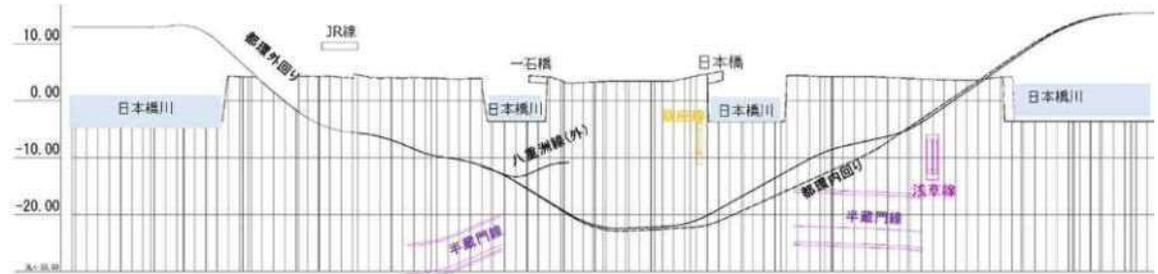
都心環状線  
(神田橋JCT～江戸橋JCT)

## 3. 地下化対象区間の概要

平面図



縦断面図



- ◆上記は、平成29年11月から平成30年7月にかけて行われた「首都高日本橋地下化検討会」で取りまとめた計画案です。
- ◆これを基に、都市計画変更素案を作成しました。

## 特例的に実施する環境アセスメント手続と都市計画手続について

年月（予定）	特例的に実施する 環境アセスメント手続	都市計画手続
平成 31 年 2 月		都市計画素案の説明会
平成 31 年 6 月	特例的環境影響評価書案 の縦覧  都民からの意見の受付	都市計画案の公告・縦覧  都民意見書の受付
平成 31 年 7 月	特例的環境影響評価書案 に係る事業者の考え方の 縦覧	
平成 31 年 8 月	都民の意見を聴く会の開 催  環境影響評価審議会の審 議  特例的環境影響評価書案 の審査結果について通 知・公表	
平成 31 年 9 月頃		都市計画審議会の審議
平成 31 年秋		都市計画決定